

●文中の「SC」はサービスセンターの略



1階市民ホール横

「守ろう農薬フベル、 確かめよう周囲の状況」

8月31日(木)まで、秋田県農薬危害防止運動実施期間です。

農薬の使用基準を守り、適切な使用や管理に努めるとともに、散布にあたっては、風向きや周囲の状況に配慮し、飛散防止対策を徹底しましょう。

●問い合わせ 農業農村振興課

☎(0888)5735

秋田市庁舎の 広告を募集します

市役所庁舎内に掲出する広告を随時募集しています。掲出期間は、掲出決定日から令和6年3月31日(日)まで。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1002054

広告募集場所と枠数

- ①庁舎1階5枠 B1サイズ
- ②庁舎2階13枠 B1サイズ

広告掲出料①+②

- ①広告料(1枠あたり)
庁舎1階11万円
庁舎2階11月3千円
- ②使用料(1枠あたり)
30日の場合1千157円

●問い合わせ 財産管理活用課

☎(0888)5439

6次産業化農産加工技術 講座研修

原則①～⑦全ての研修に参加できるかが対象です。受講決定は8月上旬ごろに郵送でお知らせします。

講習テーマ・日時

- ①漬物加工実習(夏野菜編①)：8月23日(水)午後1時30分～4時
- ②漬物製造に関する農産加工の基礎知識：10月30日(月)午後1時30分～4時30分
- ③漬物加工実習(夏野菜編②)：10月31日(火)午前9時30分～午後0時30分
- ④漬物製造のための営業許可、HACCPに沿った衛生管理：11月8日(水)午後1時30分～3時30分
- ⑤漬物加工実習(秋冬野菜編)：11月28日(火)午前10時～正午
- ⑥原価計算の考え方：12月4日(月)午後1時30分～4時
- ⑦食品表示、栄養成分表示の計算方法：2月末午後1時30分～4時

*①③⑤は実習で材料費負担あり、②④⑥⑦は講座。

会場 園芸振興センター(仁井田)

定員 10人(選考)

申し込み 郵送、FAX、Eメールのいずれかで、住所、氏名、生年月日、職業、電話番号、メールアドレス、現在栽培している加工品を7月19

日(必着)までにお知らせください。
〒010-8560
秋田市役所産業企画課

FAX(0888)5723

Eメール ro-agmn@city.akita.lg.jp

●問い合わせ

産業企画課 ☎(888)5725

海外販路の開拓・拡大を 支援します

◆市内産品などの海外展開に補助金

海外向け商談会などへの出展やオンライン商談会などに参加する市内企業に対し、商品輸送費や現地での販売促進活動費など費用の一部を補助します(対象経費の2分の1、上限40万円)。

補助対象経費や申請に必要な資格など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請受付 9月29日(金)まで

◆広報ID番号 1007115

◆コンテナ輸送に奨励金

秋田港からコンテナ貨物で商品類を輸出入している市内企業のうち、年度内実績が50TEU(≡容量の単位)未満の荷主(混載荷主は除く)へ奨励金を支給します。

1TEUあたりの奨励金額 (1企業5TEUまで)

・ドライコンテナ 115万円

・リーフアーコンテナ 17万円
申請受付 9月29日(金)まで

◆広報ID番号 1007116

●問い合わせ 商工貿易振興課

☎(8888)5730

新分野進出などの取り組みに 支援します

「建設業者が飲食店を開店」「キッチンカーでの販売を開始」「セルフレジを導入」など新分野進出や業態転換などに取り組む中小企業や個人事業主を支援します。

対象要件

市内に事業所・店舗などがあり、一年以上営業を行っていること

対象となる取り組み

新分野進出(新たな市場への進出など)、業態転換(商品・サービスの提供方法の変更など)、生産性向上(商品の付加価値向上、業務の効率化など)

補助内容

補助率3分の1(上限50万円)

補助対象経費

工事費、設備導入費、試作費、広告宣伝費、専門家への謝金や旅費など

*パソコンやデジカメ、一般車両の購入費など汎用性の高いものは対象外です。

●問い合わせ 商工貿易振興課

☎(8888)5726



▶ 8月から使う新しい「被保険者証」を7月下旬にお送りします

後期高齢者 医療制度

後期高齢者医療制度に加入しているかたへ、8月1日から有効となる被保険者証(色は緑色)を7月下旬に簡易書留でお送りします。被保険者証には、被保険者のかたの所得に応じた自己負担割合(1~3割)などが記載されています。なお、医療費の自己負担割合は令和4年中の所得で改めて判定しているため、今までと違う場合があります。

問い合わせ▶後期高齢医療課☎(888)5638

◆「保険料額決定通知書・納入通知書」は7月中旬にお送りします

金額は令和4年中の所得などをもとに算定し、年額保険料は均等割額(一律44,310円)と所得割額(加入者の所得に応じた分)の合算で、上限額が66万円(100円未満切り捨て)です。

所得の低いかたなどは、被保険者の総所得金額などに応じて保険料を次のとおり軽減しています。

■ 均等割額の軽減

世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額など	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+(給与・年金所得者※の数-1)×10万円 以下	7割	13,293円
43万円+(給与・年金所得者※の数-1)×10万円 +(29万円×世帯の被保険者数) 以下	5割	22,155円
43万円+(給与・年金所得者※の数-1)×10万円 +(53万5千円×世帯の被保険者数) 以下	2割	35,448円

※給与・年金所得者とは、世帯の被保険者または世帯主で、次の①か②を満たすかた。

- ①給与収入が55万円超
- ②公的年金などの収入金額が、64歳以下は60万円超。65歳以上は125万円超



令和5年度の保険料軽減

■ 後期高齢者医療制度に加入する前日まで、健康保険の被扶養者だったかた(国保・国保組合の加入者は除く)の軽減▶制度加入後2年間に限り均等割額22,155円および所得割額0円

◆「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」をお持ちのかたへ

医療費などが自己負担限度額までの支払いになる「限度額適用・標準負担額減額認定証」と「限度額適用認定証」の有効期限は7月31日(月)です。継続となるかたへ、認定証を被保険者証と一緒に送りします。新たな対象者には、6月下旬以降に申請書を送ります。同封する封筒でご返信ください。

戦没者遺児による 慰霊友好親善事業の実施

日本遺族会では国の補助を受け、先の大戦での戦没者を慰霊するため、海外で亡くなった戦没者の遺児を対象に、旧戦域などでの慰霊追悼と現地のかたとの友好親善を実施しています。

参加費、日程など、詳しくはお問い合わせください。

● 問い合わせ 秋田県遺族連合会

☎(862)8820

被爆証言講話会に参加しませんか

広島被爆体験の伝承者や、土崎空襲の体験者による講話会と、親子記者として長崎原爆の取材活動を行った小学生による成果発表を行います。入場無料。直接会場にお越しください。ポスター展示も行います。

講演会など

日時▶7月22日(土)午前9時30分~正午

会場▶中央市民SC洋室4(市役所3階) 先着▶80人

ポスター展示

日時▶7月13日(木)から26日(水)正午まで(24日(月)を除く)

会場▶市役所1階市民ホール

● 問い合わせ

企画調整課☎(888)5464

定期購入のトラブルに ご注意ください!

「定期購入だとは知らずに契約してしまった」「2回目の商品が届いて慌てて連絡したが、返品に応じてもらえなかった」という相談が多く寄せられています。



申し込み画面に契約条件や解約方法の記載がある場合は、それらの条件に同意して契約したことになります。このようなトラブルを回避するためには、注文を確認する前に画面の隅々までよく読み、理解してから注文するようにしましょう。

● 問い合わせ 市消費生活センター ☎(888)5648

心のふれあい相談会を行います

子どもの不登校または不登校傾向に悩む保護者や教職員を対象に、臨床心理士による座談会と個別相談を行います。

日時▶7月22日(土)午後1時~4時

会場▶秋田市教育研究所(茨島)

先着▶(個別相談のみ)15組

申し込み▶座談会は小・中学校へ。

個別相談は電話で学校教育課へ

☎(888)5808